

衛星を活用した森林変化情報提供サービス業務に係る公募実施公告

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請します。

令和8年4月20日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 当該招請の主旨

岡山県が令和8年度に契約を予定している衛星を活用した森林変化情報提供サービス業務については、最新の衛星画像の閲覧およびその衛星画像を用いた森林変化情報の提供を一元的に行う必要がある。このため、年2回以上の衛星画像の更新および森林変化情報の提供を Web ブラウザを用いて行うサービスを開始している株式会社パスコ岡山支店との随意契約により行う予定としている。

ついては、当該業者以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

ただし、参加意思表明者がいない場合、又は参加資格条件等を満たしていない場合は、株式会社パスコ岡山支店と随意契約手続きを行う。

2 業務の目的

人工衛星画像及び森林変化情報を活用し、森林簿と森林計画図を最新情報に更新することにより、市町村が担う森林経営管理制度等の支援を行うことを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務の内容

次の衛星を活用した森林変化情報提供サービス業務に係る一連の業務（詳細は衛星を活用した森林変化情報提供サービス業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に記載）

- ア AI 判読モデルの調整に関すること
- イ 森林変化情報等の提供に関すること
- ウ 衛星画像の閲覧に関すること

(2) 提供範囲

衛星画像：岡山県全域（711,447ha）
森林変化情報：岡山県内の森林域（484,357ha）

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 応募資格

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「4 調査・研究」、小分類が「2 調査・研究（自然科学分野）」であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に記載された所在地が岡山県内であること。
- (4) 職員を常時5名以上雇用し、別紙業務仕様書記載の業務を確実に行うことができること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でない

こと。

- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

5 手続等

(1) 担当課

岡山県農林水産部林政課森林企画班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

電話番号 086-226-7453（直通）

ファックス番号 086-221-6498

(2) 応募関係書類（募集要項、業務仕様書）の配布

ア 配布期間 令和 8 年 4 月 20 日（月）から令和 8 年 4 月 28 日（火）まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 配布場所 上記(1)の場所に同じ

ウ 配布方法 配布期間内に配布場所で直接受け取ること。（あわせて当該業務の説明を行います。）

(3) 衛星を活用した森林変化情報提供サービス業務参加意思表明書の受付

ア 受付期間 令和 8 年 4 月 20 日（月）から令和 8 年 4 月 28 日（火）まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所 上記(1)の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。なお、郵便等による場合も、受付期間内に必着とする。）

6 審査等

(1) 参加意思表明書が提出された場合は、岡山県農林水産部内に設置する審査会において審査する。

(2) 審査は、提出書類及び応募者から内容確認した事項等により行い、必要に応じて、プロポーザル方式による手続きに移行し、企画の説明（プレゼンテーション）を求め、価格及び技術力等を総合的に評価する。

7 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。

ただし、岡山県財務規則 155 条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

(3) その他

ア 詳細は業務仕様書による。

イ 委託先の決定申請等に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

ウ 申請者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

- エ 審査の過程において、提出された書類の内容についての説明及び追加資料を求める場合がある。また、プレゼンテーションの実施を求めることがある。
- オ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- カ 提出された書類は、返却しない。
- キ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- ク 業務受託者決定後、内容について一部調整する場合がある。